

はつかいじゅ21

平成28年10月号

発行人 支部長 星野 泰輝

編集責任者 広報部長 田尾 幸二

一 十日市税務署との連絡協議会が開催される

日 時 平成28年9月2日（金）午後3時30分～午後5時

場 所 広島サンプラザ 2階

議 案 平成28年度における税務実務上の当面の諸問題について

なお、同日午後1時30分から午後3時にかけて研修会が開催されました。

講師は、テーマ1が十日市税務署資産課税部門統括官 青木隆寛様、
テーマ2が同署法人課税部門総括上席 竹倉幸夫様でした。ありがとうございました。

テーマ1 「平成28年度税制改正について（資産税関係）」

テーマ2 「国税不服申し立て制度の改正の概要」





二 連絡協議会の税理士会提出議題と、廿日市税務署の回答について

税理士会議題提出者 議題1 林谷 悟副支部長
議題2 三輪 洋二副支部長
議題3 宮地 文夫副支部長

税務署回答者 城 明男副署長

1 税務調査について

税務調査は、すべての納税者の適正申告の推進及び租税負担の公平を図ること等の理由から必要なものと理解しております。

当該税務調査についての議題は過去十年以上にわたり、ほぼ同様な内容の議題を提出して参りましたが、当局サイドの回答はほぼ内容に変化がありません。

「反面調査」について述べさせていただきます。

「反面調査」は取引先、金融機関等の誤解を招き、営業取引に支障をきたすことがあります。当局からは「取引の真偽や事実関係を確認する必要がある場合実施する」との回答であります。また、税務運営方針(昭和51年4月1日)によりますと「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする」となっておりますが、実際は、取引内容につき納税者からろくに聴取せずに、対象取引が問題ありと一方的に決めつけ、「取引先との口裏合わせができないように」といきなり取引先に反面調査する等「目的のためには手段を択ばず」の乱暴なものまであるやに聞いております。どこが「客観的にみてやむを得ない」のでしょうか。

納税者並びに関与税理士に対して「対象取引の反面調査の必要性」の説明がきちんとなされており「客観的にみてやむを得ないと認められる場合」の反面調査であるならば、当該連絡協議会で議題に上るようなことは無いものと感じるところです。

そもそも「税務調査」は納税者においては「非日常的な出来事」であり、その精神的負担は相当なものであります。当局サイドの「当該税務調査」の実施運営に対する嫌悪感、不信感から生ずる納増税者の不満の矛先がややもすると、我々税理士に向けられる場合さえあります。

「税務調査」は、納税者にとっては、営業活動や私生活に重大な影響を及ぼすものであることを十分に認識していただき、納税者の理解と協力を得た上で円滑に実施していただけることを切に願うものです。

【税務署回答】

調査の過程において取引の真偽や事実関係を確認する必要がある場合、金融機関や取引先などの反面調査を実施しております。

また、反面調査に当たっては、取引関係者に理解を得て実施するよう努めておりますので、併せて御理解をいただきたいと思います。

なお、反面調査に限らず税務調査については、集中的かつ効率的に行い、できるだけ短期間で終了するよう、引き続き職員を指導していきたいと思います。

2 無資格者の税理士行為に対する取り締まりについて

税理士には、有償無償にかかわらず税務に関する独占業務を法律で定められており、一定の専門的知識とその資質を税理士制度によって担保されております。

納税者は、この専門家としての税理士に対して、信頼、安心感を持てるわけで、無資格者による税務相談や申告業務あるいは名義貸しなどの行為は、税務行政や納税者に対して無用な混乱を招くこととなります。

相続税法の改正等に伴い、金融機関や他の不動産業者等においても、事業承継や相続対策に関し、税務相談に類する業務がなされているやに聞き及んでおりますが、当局におかれましても無資格者による税理士行為についての取り締まりや、名義貸し等につきましては、厳しい取り締まりを要望するものあります。

【税務署回答】

税理士法 52 条(税理士業務の制限)の規定に違反する者、いわゆる「にせ税理士」を放置することは、納税者に不測の損害を与えるおそれがあるばかりではなく、納税義務の適正な実現を妨げるとともに、税理士制度の適正かつ円滑な運営を阻害し、ひいては、税務行政に対する納税者の信頼を失墜させる危険があります。

当署におきましては、従来から関係情報の収集に努め、「にせ税理士」行為の未然防止に努めますとともに、違反行為が把握された場合には、厳正な対処を行ってきているところです。

なお、10月5日には、廿日市支部の綱紀監察部会と情報交換会を開催する運びとなっており、今後も連携・協調を密にして、「にせ税理士」に係る情報の交換を積極的に行うとともに、「にせ税理士」に厳正に対処することにより、税務行政及び税理士制度の信頼と秩序の維持に努めることとしておりますので、引き続き、御協力をお願いします。

3 関係諸団体の指導について

わが国の申告納税制度は、納税者、税務当局、税理士会および商工会等関係諸団体の協力・理解により、成り立っているものと思います。

しかし、過去には税務援助について、商工会と税理士会の基本的な認識に相違が生じたことにより、日税連と中小企業庁及び全国商工会連合会との協議が行われ、「小規模納税者に対する税務事業援助に関する申し合わせ」の協定が成立したと聞いています。

具体的には、指導担当者の所得基準を、前年分の特典控除前400万円以内の事業者と特定し、これを超える事業者については、税理士会と商工会等が協議を行い、当該事業者が自書申告するか、又は、税理士関与に移行するよう指導することとなっています。

又、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第二条において小規模事業者とは、商工会法第二条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五人)以下のものをいうとなっており、商工会等が相談・指導できる事業者の規模にも規定があるようです。又、法人への指導等は除外されていると思います。

税務当局におかれましても、法人への指導の有無、及び、前年分の特典控除前400万円を超えている小規模事業者の税務援助事業の実態をご確認のうえ、機会があるごとに関係諸団体に対して、当該「申し合わせ」・「法律」等の遵守と徹底について、ご指導頂きますようお願い申し上げます。

【税務署回答】

青色申告会及び商工会等関係諸団体に対する助言等の必要性や小規模納税者に対する税務援助の趣旨については、会議・研修等を通じ、統括官等は承知しております。

併せて、各協定の遵守等については、協議会等で確認しているところであります。

今後におきましても、各協定及び申合せに沿った円滑な運営が行なわれるよう配意致しますので、相互の協調関係の推進が図られるよう、一層の御支援をお願いいたします。

なお、商工会等への支援については税理士会から派遣されていると承知しています。派遣された税理士の方でお気づきの点がございましたら会を通じて情報提供をお願い致します。

三 平成28年度廿日市税務署における税務支援事業について

松村税務支援対策部長から、支部会員へ報告がありました。

税務支援において、税理士が納税者から個人番号を聞いてパソコン入力するこ

とが「個人番号の取得」であれば、税理士は安全管理措置等を講じることが求められます。

その対応策を8月22日に開催した拡大役員会で検討した結果、税務支援や協議派遣について現状では番号法との関係が整理されていないので、当年度において、税務支援で番号法にかかわることは実施しないと決めました。

したがって、当年度の税務支援では、税理士はパソコン入力を行わず、税務支援の方法は、「前処理」と「パソコン入力指導」になります。

四 会員異動のお知らせ（敬称略）

1 入会

氏名	事務所所在地	電話番号
原 信介 はら しんすけ	〒731-5103 広島市佐伯区藤の木一丁目7番9号	082-927-8430

2 退会

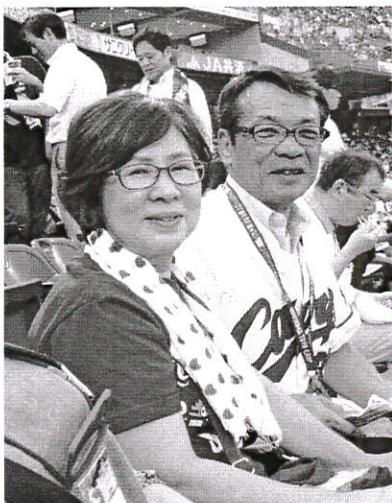
該当なし

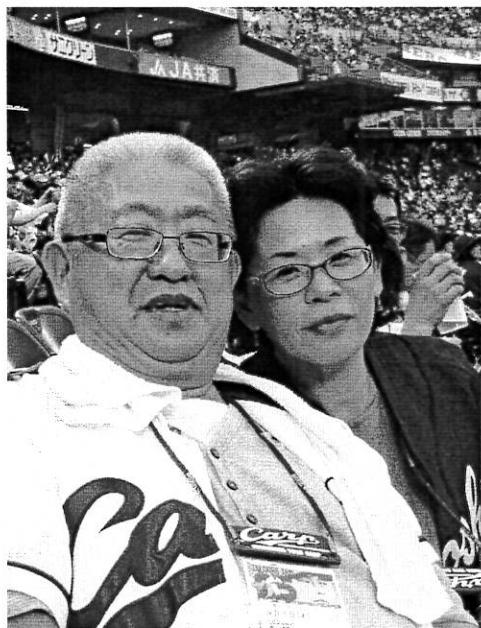
3 転入

氏名	事務所所在地	電話番号	変更
高山 佳子 たかやま よしこ	〒738-0033 廿日市市串戸二丁目5番12号	0829-31-0911	広島東支部 から転入

五 野球観戦

9月1日(木)、厚生部のイベントが行われ、中国税理士会廿日市支部カープ応援団は、マツダスタジアムで横浜DeNA戦を観戦しました。





午後6時に試合開始。カープは一時4点差をつけられましたが、追いつき、5対5で延長戦に入りました。試合継続中、星野支部長が席を立ちました。それは、事務所に戻り、明日開催される廿日市税務署との連絡協議会のあいさつ文を検討されたためでした。ごくろうさまです。

10回の表、DeNAが無得点で終わったとき、10時5分を過ぎていました。その裏、「神ってる」カープは、1アウト満塁から、丸選手がヒットを打ち、劇的なサヨナラ勝ちを收めました。最後まで居って、勝利を祝えて「最高でーす！」

試合結果 広6 — 横5 勝利投手 中崎翔太

木村(守)部長と奥様、お世話になりました。内野指定席A1階1塁側でこの度手配していただいた席は、グラウンドに近く、よく見えました。

翌週9月10日(土)、カープはリーグ優勝。おめでとうございます。日本シリーズ優勝の吉報をお待ちしています。

四コマ漫画

